

ブロック塀等撤去促進助成金



平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震の際に、ブロック塀が倒壊し、人命が失われる事故が発生しました。これまでも、大規模な地震が発生するたびにブロック塀等の倒壊が確認されています。

建物や塀の管理は、その所有者の責務です。早急に安全点検を行い、撤去等の対策を取ってください。

自宅等の塀を撤去する場合、 費用の一部を川崎市が負担します。

対象となる塀

次の全てに当てはまるブロック塀・石積塀・レンガ積塀・万年塀等

1. 川崎市内にあるもの
2. 道路または公園に面するもの
3. 安全性の確認*ができない高さ 1.2m超えるもの

(※ 裏面の点検表で判定ができます)

対象となる工事

ブロック塀等の高さが 1.2m以下となるように撤去する工事

(上部のみを撤去する工事、全てを撤去する工事とも対象となります)

施工業者との契約前に申請いただく必要がありますので、ご注意ください

申請受付期間

毎年度、4月1日から翌年1月31日まで

申請できる方

ブロック塀等の所有者及び管理者（個人・法人の別は問いません）

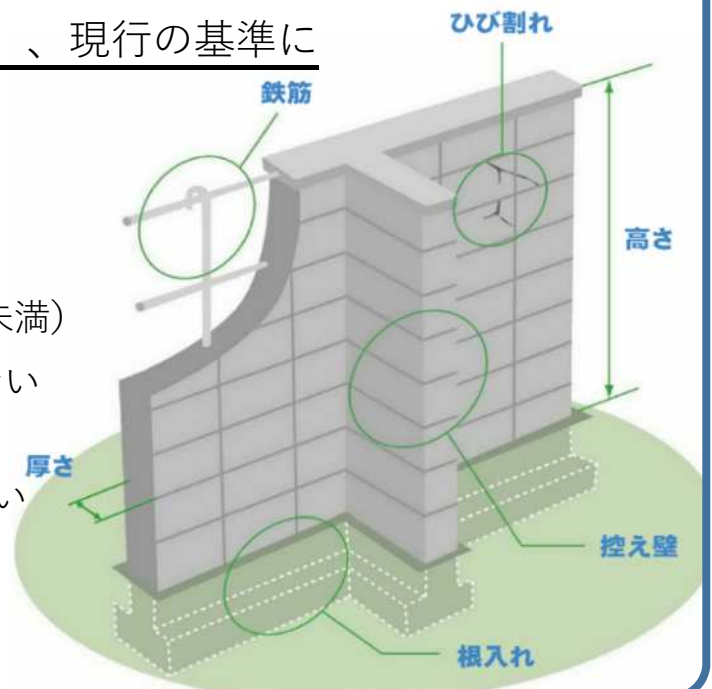
助成金の額

施工業者に支払った金額のうち、ブロック塀等の撤去に要する費用の1/2
（ただし、見付面積×6,250円/㎡または300,000円のいずれか低い額が上限額）

ご自身でも簡易な安全点検ができます。

いずれかに該当する場合（6を除く）、現行の基準に適合していない可能性があります。

- 1. 高さが地盤面から2.2mよりも高い
- 2. 厚さが10cm未満である
（高さが2mを超える場合は15cm未満）
- 3. 長さ3.4m以下ごとに、控え壁がない
（高さが1.2m超の場合のみ）
- 4. 下部にコンクリート製の基礎がない
- 5. 鉄筋が入っていない
- 6. 傾き、ひび割れが目立つ



助成金の申請手続きの相談は、

川崎市 ブロック塀

検索

川崎市 まちづくり局 指導部 建築指導課 建築安全担当

電話番号：044-200-2757 FAX：044-200-0984 メール：50kesido@city.kawasaki.jp

改修工事に関する相談に、一級建築士がアドバイスします。

一般財団法人川崎市まちづくり公社 ハウジングサロン

電話番号：044-822-9380

施工業者選びの参考サイト（川崎市役所ホームページ内）

住宅工事の契約における消費者トラブルの防止に関する協定店一覧

川崎市 消費者トラブル防止協力店

検索

市内中小企業者への優先発注のための確認用業者名簿

川崎市 中小企業者名簿

検索